

会長	事務局長	係

供覧のうえ、ＨＰに公開してよろしいか伺います

平成29年度

第 1 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成29年4月27日（木）

佐々町農業委員会

平成29年4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年4月27日（木）午後2時30分
2. 招集場所 佐々町役場 第1会議室
3. 開 会 平成29年4月27日（木）午後2時30分
4. 出席委員 （13名）

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	藤永 九市 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	福田 喜義 君	6	池田 邦義 君
7	平田 康範 君	8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君
10	山下 義信 君	11	筒井 浩一 君	12	坂口 隆英 君
13	橋本 義雄 君				

5. 欠席委員 （0名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	今道 晋次 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	湯村 速雄 君	9	大瀬 清司 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告事項

報告第1号 違反転用事案報告

(3) 審議事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第2号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第3号議案 農用地利用集積計画の取消の承認について

第4号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について（非農地通知）

第5号議案 非農地判断の取消について

(5) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②5月定例会の日程について

③その他

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので只今から
平成28年度 第12回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、吉
野会長からご挨拶をお願いいたします。

吉野会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。近頃は急に暖くなりました。今年の作
付けの準備等で、皆さんお忙しいかと思います。話は変わりますが、熊本地震が
あって早いもので一年が経ちました。なかなか思うように復旧、復興がいつてな
いところもあるかと思いますが、一日も早い復旧、復興がされることを祈念いた
します。それと、関連ではないでしょうけども先日、4月19日には長崎県の南
西部で橘湾、諫早地区でも地震が発生しております。いつ、どこで起こるか分か
らないような災害も近年では起こっておりますので、我々もどこかにそういうこ
とが起こった時の心構えをしておかなければならないのではないかと思います。
皆さん、ご存知のとおり新聞、報道ではアメリカはTPP脱退を表明して、これ
は過去のものという言い方ではありますけども、残りの11カ国で何としてもT
PPを発動させたいということでございます。アメリカは日本に対して、2国間

協議においてかなり厳しいものを言うてくるのではないかと、想定されますが我々農業をする者にとって、負担とならないように国を挙げて守るものは守っていかなければならないと思っております。本日は宮崎大学の西先生を講師にお迎えして、研修会も予定されております。この度、新しく委員さんになられる方のご出席もいただいております。皆さま方の活発なご意見をお願いして、挨拶いたします。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ）

それでは議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号8番 湯村委員、議席番号9番 大瀬委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。今日、お配りしております別紙の、報告第1号をご覧くださいよろしいでしょうか。報告第1号の朗読説明をいたします。違反転用事案報告 農地法第51条第1項第2号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。調査年月日 平成29年4月26日。違反転用発生年月日 平成29年4月24日。違反転用の内容としましては、許可条件の違反になります。一般個人住宅で許可を受けてらっしゃったんですが、その土地に計画変更の許可を得ないまま、車庫兼倉庫を建築されているような工事の途中になっておりました。土地の所在 小浦免字土手迎。地目 登記簿 畑、現況 宅地。面積 239㎡。違反転用者は許可を受けておられました●● ●●さん。会社役員の方です。工事を請け負ってらっしゃった業者さんは△△△△です。許可年月日は平成28年12月13日。許可権者は長崎県知事。許可に係る転用目的は一般個人住宅用地となっております。2ページをお開きください。違反転用に至るまでの

経過ということで、農地転用許可後に計画変更となったものの、計画変更承認の手続きをとらないままに進んでおりました。農地転用許可までは転用者は不動産会社、行政書士とやり取りをしており、許可後はハウスメーカーさんとの打ち合わせとなり、転用者の農地転用に関する理解不足と、業者間の情報共有ができていなかったものと思われるということです。付近の農地等はありませんので、周囲への影響はない場所にはなります。関係者からの事情聴取の内容です。平成29年4月26日 現地調査及び関係者へ事情聴取を行いました。工事にかかってみると、当初の計画地は出水が多く、側溝を作り、暗渠排水を施したものの、転用許可当時には古い家が建っていた場所があるんですけども、そこが更地となっておりまして、更地となった宅地に住居を建設する方がいいとの判断となり計画変更となりました。転用者は、不動産会社仲介のもと土地の売買及び農地転用を行いました。農地転用許可後にハウスメーカーに住宅建築依頼をし、転用者とハウスメーカーさんと打ち合わせを進める中で、住宅の場所は隣接宅地の方がいいという判断がされ計画が変更されたということです。農業委員会のとった措置ということで、許可条件違反である旨を説明し、変更後の計画で県知事の許可が必要であるため、法に則った手続きをするよう指導し、一旦工事は休止してもらっております。農業委員会の意見ということで空欄にしていますけども、ここを今日は皆さんに、どういった対応をとるのか協議をしてもらいたいと思います。例えば、許可どおりにしてないから撤去というお話になるかもしれないし、今後、きちんと手続きを踏んで工事を進めるようにといったような協議をしてもらいたいと思います。3ページに付近状況図を付けております。土手迎集会所の並びになるんですけども、ピンク色で色づけしているところが農地ですね。この二筆を転用許可を取っておられました。真ん中に家があったんですが、今は解体されて更地になっております。4ページに地籍図を付けております。黄色で色を付けているところが農地転用の許可を取られたところで、三角の土地を駐車場として利用して、中ほどの農地を個人用の住宅にしますという許可を取られてたんですが、5ページの写真にもありますように、手前の宅地にですね、住宅を建てられて、家が建つはずだったところにこういった形で倉庫が建っているような状況です。6ページをお開きください。どのような計画の変更があったかという図面を出していただいております。奥は倉庫になりまして、元々の宅地に家を建てて、会社

も経営してらっしゃるので、従業員さんの駐車場とか広くスペースを取りたいということで、こういった計画の変更をされております。7 ページが奥の倉庫が建っているところの配置図ですね。敷地面積にしまして 60.5 m² の倉庫を建築中です。最後の 8 ページ目ですけれども倉庫の立面図となっております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）事務局と一緒に立会いをしたんですけれども、現在、倉庫は立ち上がっていて、後は基礎を固めて壁をはめるばかりの状態になっております。写真で分かるように、足場があって網を張ってあるのでなかなか毎日は見えてなかったんですけれども、変更届けが出るまでは申請どおりやっていただけのものであったと思います。先ほど事務局が言ったように、これを農業委員会としてどのように意見を付けるかということをお聞きしたいと思います。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 43 分）

（会議再開 午後 2 時 53 分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。6 番。

6 番（池田 邦義君）6 番。この件に関してですけれども、当然、われわれ農業委員会としては条件違反ということで、顛末書もしくは始末書を書いてもらってですね、その間は改めて図面を引いてもらうのか、県に進達して、どういう指導があるかは分からないですけど、それを踏まえて、答えが出るまでは工事は一時止めてもらって、県のどういう指導があるかを見てもらって、変更承認申請の際に改めて図面等を提出してもらって、我々が再協議をするということで、出してもらった方がいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

議長（吉野 裕君）そういうことで皆さんよろしいでしょうか。

（ はい ） そのように農業委員会の意見として報告いたします。これで報告事項を終わります。次に日程（4）審議事項に移ります。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。当初からお配りしております議案書の1ページをお開きください。第1号議案の朗読説明をいたします。農地法第3条の規定による許可申請書について。申請人 譲渡人 ○○ ○○。譲受人 ●● ●●。農地の所在 皆瀬免字太郎浦下。地目 台帳・現況ともに田。面積 1,655 m²。同じ

く、字太郎浦下。台帳・現況ともに畑。91㎡。同じく、字太郎浦。台帳・現況ともに田。335㎡。同じく、字太郎浦730番。台帳・現況ともに田。1,611㎡。この4筆になります。耕作者は現在ありません。申請の理由 譲渡人の希望により売買による所有権移転を行う。経営面積ですけれども、譲渡人の経営面積が8,473㎡、譲受人の経営面積が6,694㎡となっております。譲受人の稼働人員は2名ということで、夫婦で営まれております。2ページ目に許可申請書の写しを付けております。売買での所有権移転の契約をされております。3ページから6ページまでが土地の全部事項証明書を付けております。7ページが地籍図です。ピンク色で囲っているところが申請の4筆になります。地図は後ろの方に付けておりますので、後で説明いたします。8ページに譲受人の現在の耕作状況ということで、田を6,694㎡お持ちです。9ページ目ですけれども、権利取得後の田が10,295㎡、畑91㎡となられます。農機具としましては、トラクター、管理機をお持ちです。農作業歴は20年。現在、夫婦二人でそれと友人の協力を得て米づくり等を行っているということで記入されています。10ページが主に農業に従事されている方なんですけれども、今回申請人となられている●● ●●さんと、ご主人です。年齢が67歳。職業は奥様が無職。ご主人は自営業を営まれております。主に3月から10月にかけて農業をされているということで記載されております。11ページに付近状況図を付けております。ピンク色で囲っているところが申請の農地になりますけれども、場所は神田のオレンジ観光さんの会社があるところの先辺りになります。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）地元委員の補足説明をお願いします。13番。

13番（橋本 義雄君）13番。今、説明があったとおりですけれども、○○ ○○さんが体調を崩されて農業をできる状態じゃないということと、跡取りもおられないということと、●●さんが○○さんの上の方に農地を持っていて、そこで○○さんとの話し合いでこのような話が出ておりますので、ご審議のほどよろしく願いします。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご質問のある方はいらっしゃいませんか。異議がないようですので、異議なしということでよろしいでしょうか。異議がないということで許可いたします。次に、第2号議案 農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。12ページをお開きください。農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成29年4月27日 佐々町農業委員会 会長 吉野 裕。13ページに利用権設定の再設定の分から載せております。再設定の分が18ページの44番まで、44件あります。田が89, 819㎡。畑2, 427㎡。計92, 246㎡の利用権設定となっております。19ページに新規設定の3件を載せております。田のみ6, 260㎡となっております。20ページに集計を載せております。合計で、田96, 079㎡、畑2, 427㎡、計98, 506㎡となっております。今回、4月末で利用権の満了を迎える方を主に載せておりまして、中間管理機構を活用した分をお願いしております。その分に関しましては機構の方と書類のやり取りをしております、1か月延びて来月に機構を活用する分はあげさせていただくような形になりますのでよろしくお願いします。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、異議なしということで承認いたします。第3号議案 農用地利用集積計画の取消の承認について事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。21ページをお開きください。第3号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の取消の承認について（利用権設定の取消）。農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定により、別紙のとおり利用集積計画取消したいので、本委員会の承認を求める。22ページをお開きください。取消したい分を1件挙げております。貸し手農家 ○○ ○○さん。借り手農家 ●● ●●さんです。土地の所在 木場免字上川内です。この件に関しては皆さんにご相談させていただいた分ですが、●●さんがレモンソースを作るのに自家製の無農薬のレモンを栽培したいということで、土地を探しておられましたので、どこかないですかということでご相談させていただいて、木場にずっと耕作されていなかった農地がありましたのでご紹介させていただいて、利用権設定までしていただいたんですけども、イノシシの被害の心配があったりですとか、そういった問題もありまして●●さんの方が、木場を扱う前にですね、ご自分で、農業委員会を通さずに、市瀬の方に候補地を見つけられて、木場では作らないという申し出がありました。2番委員さんの方には本当にご迷惑をかけてですね、

何度も〇〇さんとやり取りをしていただいて、私の方は●●さんとやり取りをしていて、本当に申し訳なかったんですけども、木場では作らないことになりましたので、今回議題として挙げさせていただいております。事務局の説明は以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して何かこの件に関して何かご意見、ご質問はありませんか。2番。

2番（藤永 九市君）2番。ただ今、事務局から報告があったとおりです。貸し手の立場からも積極的をお願いしていこうと、ひとつ返事で受け取ったものですから荒廃農地の対策の一環でもありますし、よかったなと思っておりましたら、こういう形になるとは思いませんでした。反省のひとつとして、十分真剣にするべきだなと感じました。●●さんは私も知りませんし事務局を信頼して、それならやりましょうということだったんですけども、真剣にレモンを植えてされるものだというので、〇〇さんにも快諾いただいてする手はずだったんですけども、こういうことになりました。非常に残念ですけどもその後については、〇〇さんに謝罪をしながら後の借り手を一刻も早く見つけて成立したいなと思っているところであります。こういったことになりました事を、私も地元委員の一人としてお詫びを申し上げておきます。今後ともよろしくお願いします。以上です。

議長（吉野 裕君）この件に関して、何かご意見、ご質問等はありませんか。6番。

6番（池田 邦義君）6番。この件に関してですけども、●●さんから私も、前々回からですね振り回されている状態なんですよ。前は、事務局と一緒に△△さんの農地も当たって、今回は木場まで行って現地も見えて納得してやるということで、その時も愛宕祭りのときにレモンの苗を何十本か買ってきてすぐにでも植えるような話までされていたので、藤永委員さんが言われたように私も前向きに考えていたんですけども、今度は違うところを探されたという話を聞いたものですから、はたして大丈夫なのかなと、そこら辺を素人が安易にできるのかなと、私は今回のことで勉強させてもらいましたし、もう少し我々も、農業をされていない方が無農薬で栽培することはかなりきついんじゃないかなと思いますので、事務局もある程度のことはしっかりした目で対応していただきたいなと思います。以上です。

議長（吉野 裕君）事務局。

事務局長（今道 晋次君）事務局。どうも申し訳ございません。今回のようなケースが今後も出てくる可能性があると思います。農家の方と、非農家の方の農地の貸し借りが出てくるかもしれませんので、今回の●●さんの件を肝に銘じながら、非農家の方が農地を借りるというケースについては、しっかりと今後も農業を続けていくという認識のもとに指導しながら進めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

（ 私語あり ）

議長（吉野 裕君）暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2 時 5 5 分）

（会議再開 午後 3 時 0 3 分）

議長（吉野 裕君）会を再開します。事務局。

事務局長（今道 晋次君）事務局。休憩の中でもご意見をいただきましたけども、今後の課題として、非農家の方と農家の方の農地の貸し借りは出てくるかと思います。今回のことがある意味、最初のケースということでもありますのでしっかりと指導をさせていただき、今後につなげていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（吉野 裕君）ということでご承認いただきましたでしょうか。承認するというところで、この件については終わります。第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。23 ページをお開きください。第 4 号議案の朗読説明をいたします。農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について。農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおりです。24 ページに一覧を付けております。25 ページにこれまでの非農地になった面積を載せております。また、航空写真も用意しておりますので、休憩を取っていただいて確認をしていただければと思いますのでよろしくお願いします。今回挙げている分につきましては、意向調査等、耕作放棄地の所有者さんに意向調査をした折に、ここはもう使えないので非農地にしたいと、本人から申し出があっている分を挙げておりますのでよろしくお願いします。事務局からは以上です。

議長（吉野 裕君）それでは休憩中に判断をお願いします。暫時休憩といたします。

(休憩 午後 3時17分)

(会議再開 午後 3時27分)

議長(吉野 裕君) 会を再開します。この件に関してご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。13番。

13番(橋本 義雄君) 13番。皆瀬免の××さんの分が二筆あるんですけども、ちょっと確認しないと、これは畑になっていると思うんですよね。野菜か何か作ってあったと思いますので、もう一度確認をしたいと思います。

議長(吉野 裕君) 他にありませんか。なければ、第4号議案 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、先ほどの1060番と1061番の二筆を除いて、異議なしと認める方の挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で承認することといたします。続いて、第5号議案 非農地判断の取消について、事務局の説明を求めます。事務局。

書記(山田 奈津子君) 事務局。26ページをお開きください。第5号議案の朗読説明をいたします。非農地判断の取消について 非農地判断の取消の申出があった土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおりということで、27ページに載せております。3月に一旦、非農地という判断をしたところになるんですけども、非農地通知を送ったものと、送る前とに気付いたものでですね、本人さんたちが農地を使うという申し出があった分の6筆を挙げております。1番目に関しましては、農地転用の希望があらわれて、周りに用水路があったりですとか、ここが農地でなくなってしまうと転用されたときに他の農地に影響がありますので、ここは安易に農地から外すことはできないという事情がありますので、ここは農地で残したいという地元の農業委員さんとの話になりました。2、3、4、5、6番につきましては、当時は荒れていたんですが、耕作しますということで取消の申出があった分になります。事務局の説明は以上です。

議長(吉野 裕君) この件につきまして、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。3番。

3番(濱野 努君) 3番。市瀬免の分ですけども、先ほどの話の絡みで、●●さんが多分、借りられる場所になると思いますので、非農地としては認められないと思います。以上です。

議長(吉野 裕君) 他にありませんか。なければ第5号議案 非農地判断の取消につい

て、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) 異議なしということで承認いたします。(5) その他に移ります。事務局お願いします。事務局。

書記(山田 奈津子君)事務局。その他です。①の農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進につきましては、また、新年度となりましたのでこれまで同様に皆さんと努力をしていきたいと思えます。②の5月の定例会の日程ですけれども25日は、まち・ひと・しごとの検証委員会ということで、別の会議が入っておりますので、会長、事務局長ともに入っておりますので、26日でお願いしたいんですがいかがでしょうか。前の週は会長、事務局長会議の出張等がありますので26日でお願いしたいんですが。26日の午後1時30分で予定をお願いします。そして、その他ですけれども活動記録簿の提出をお願いしておりますので、まだ出してらっしゃらない方は早めに事務局の方に持ってきていただくようにお願いします。5月の22日の週には県の検査が入りますので、5月の初めごろまでによろしくお願いします。事務局からは以上です。

議長(吉野 裕君)その他に関して、皆さん方から何かありませんか。6番。

6番(池田 邦義君)6番。今、中間管理機構の利用は来月載せるということでしたけれども、今の進捗状況はどれぐらいいってるんですかね。

議長(吉野 裕君)事務局。

書記(山田 奈津子君)事務局。平成29年度に入ってから分としまして、出し手7件、受け手5件、約2ヘクタールの予定です。

議長(吉野 裕君)他にありませんか。なければ本日の総会をこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。

(閉 会 午後 3 時 4 5 分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員